

佐世保市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 260,110	千円 116,180,521	千円 2,852,346	千円 17,399,542	% 15.0	% 14.5

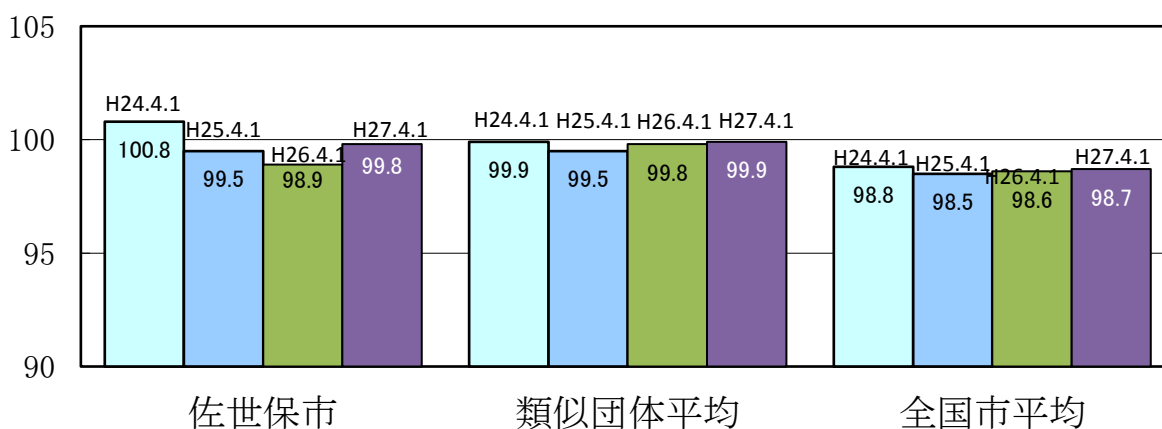
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)特例市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
26年度	人 2,059	千円 7,617,515	千円 1,329,595	千円 2,859,063	千円 11,806,173	千円 5,734	千円 6,416

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造等が類似している特例市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

〔実施〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均1.8%引下げ。1級及び2級の初任給にかかる号給の引下げはなし。高齢層に対する1.5%減額措置は廃止。激変緩和のため経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）東京都特別区に勤務する職員に対して、国基準の20%に準じ、本市においても20%を支給。

（実施時期）平成28年4月1日から実施。段階的に支給率を上げることとし、平成27年4月1日時点は18%。

給与改定後は平成27年4月に遡及し18.5%を支給。

（参考）

東京都特別区に勤務する職員	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の 支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%
佐世保市の支給割合	18%	18%	18.5%	20%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐世保市	41.3 歳	320,000 円	378,560 円	352,166 円
長崎県	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
特例市平均	42.1 歳	325,120 円	428,229 円	373,896 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐世保市	49.8 歳	242 人	332,600 円	371,266 円	352,191 円
うち清掃職員	50.1 歳	56 人	325,600 円	385,050 円	346,214 円
うち学校給食員	54.8 歳	30 人	329,400 円	344,810 円	338,917 円
うち守衛	45.1 歳	7 人	336,300 円	375,758 円	368,672 円
うち用務員	47.3 歳	69 人	347,400 円	378,732 円	372,068 円
うち運転士	53.3 歳	23 人	314,300 円	354,212 円	329,517 円
うちその他	49.2 歳	57 人	330,300 円	369,024 円	348,276 円
長崎県	51.2 歳	173 人	337,147 円	386,991 円	360,476 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円
特例市平均	48.6 歳	159 人	330,154 円	395,285 円	367,935 円

(参考) 技能労務職員と類似する民間労働者の平均給与月額

	廃棄物処理業従業員	調理士	守衛	用務員	自家用乗用自動車運転手
民間平均 (総務省データ)	289,500 円 (平均44.9歳)	211,600 円 (平均46.7歳)	199,800 円 (平均59.8歳)	200,300 円 (平均54.6歳)	184,900 円 (平均58.5歳)

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成24～26の3ヶ年平均)を使用していますが、対象にアルバイト等の非正規従業員を含んでいる点で本市の技能労務職員(正規職員のみ)とは異なります。
また、本市の同様の職種であっても、調査対象の企業の規模や範囲、調査時期にも違いがあるため、具体的な業務内容や経験年数、雇用形態等において、本市の区分とは完全に一致しません。
なお、廃棄物処理業及び用務員については全国平均の数値を、それ以外の職種は長崎県平均の数値を使用しています。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐世保市	41.1 歳	300,500 円	360,924 円	319,624 円
特例市平均	39.3 歳	312,704 円	406,908 円	361,688 円

④高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐世保市	43.4 歳	342,800 円	373,075 円
長崎県	44.8 歳	383,466 円	440,463 円
特例市平均	44.9 歳	384,875 円	450,445 円

⑤小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐世保市	46.3 歳	339,700 円	364,582 円
長崎県	46.8 歳	393,435 円	448,642 円
特例市平均	41.0 歳	322,460 円	376,834 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区分		佐世保市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	142,100 円	139,500 円	139,500 円
	中学卒	137,600 円	125,400 円	125,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

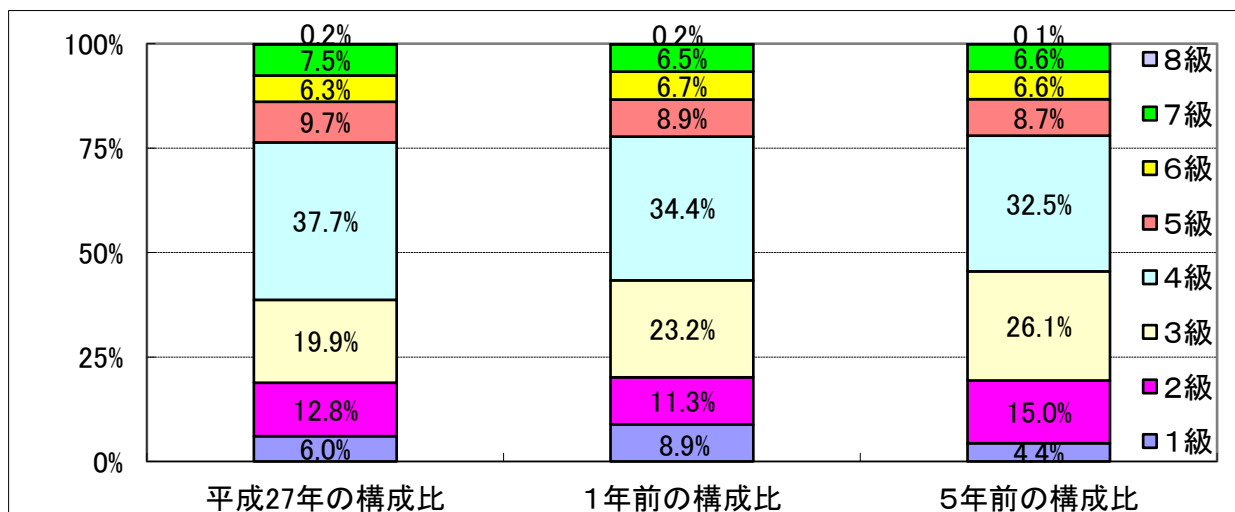
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,200 円	363,774 円	389,669 円	435,775 円
	高校卒	217,200 円	308,280 円	361,507 円	384,217 円
技能労務職	高校卒	— 円	309,789 円	359,425 円	368,656 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	342,880 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	71人	6.0%	137,600円	244,900円
2 級	主事(一定の知識・経験を要する職務)	151人	12.8%	187,800円	301,900円
3 級	主任主事	234人	19.9%	223,900円	347,700円
4 級	係長 主査	444人	37.7%	258,300円	381,900円
5 級	課長補佐 副主幹	114人	9.7%	285,000円	390,700円
6 級	課長・主幹 課長補佐(高度の知識・経験を要する職務) 副主幹(")	74人	6.3%	315,800円	405,900円
7 級	部長・理事 次長・副理事 課長(高度の知識・経験を要する職務) 主幹(")	88人	7.5%	360,100円	442,600円
8 級	部長(高度の知識・経験を要する職務)	2人	0.2%	405,800円	466,300円

- (注) 1 佐世保市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。(再任用職員を除く。)
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に10級制から8級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級を新給料表の1級へ、4級及び5級を3級へそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

定期的実施している勤務評定により、1年間の勤務成績が良好であるとされた職員が昇給します。勤務成績が良好でない職員や、一定期間休職等となった職員は、昇給の号給が調整されます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成26年度実績）

佐世保市		長崎県		国	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,432 千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,664 千円		—	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

・休職、欠勤のある者又は30日以上上の病気休暇取得者、懲戒処分を受けた者は減額されます。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

佐世保市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,025 千円	21,623 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		12,258 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		1,532,250 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	4 人	18 %
医師・歯科医師	15 %	4 人	15 %
佐世保市	0 %	2,051 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		99.8 (99.8)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数のことです。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		48,953 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		64,412 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		36.9 %		
手当の種類(手当数)		18種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に 対する支給単価
感染症作業手当	保健福祉部職員等	感染症の発生地域の消毒又は患者の消毒、検便、咽喉粘液の採取若しくは患者の移送若しくは収容	1 千円	日額230円
放射線取扱手当	保健福祉部職員等	放射線の照射	224 千円	月額5,750円又は230円
高所作業手当	環境部、消防職員等	高さ5メートル以上の足場の不安定な箇所での高所作業	800 千円	日額120円又は180円
潜水手当	消防職員等	潜水器具を着用した潜水作業	48 千円	1時間310円
道路上作業手当	道路維持課職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業	104 千円	日額240円
動物飼育手当	動植物園職員	動物の飼育管理作業	330 千円	日額230円
消防出動手当	消防職員	火災発現場での消火、救急車による病人の収容等	12,359 千円	1回190円～410円
不快作業手当	環境部職員	廃棄物の収集運搬・処分、し尿浄化槽等の監視指導	8,460 千円	月額6,250円又は日額250円
	生活衛生課職員	野犬捕獲業務		
	市民斎場職員	死体(胎)の火葬業務		
	道路維持課職員	溝渠等の汚物等の清掃作業		
犬猫死体収容手当	清掃作業に従事する職員	犬猫の死体収容	99 千円	1匹100円
検査手当	食肉衛生検査所、試験検査課職員等	病理臨床検査、理化学的検査、と畜検査	1,647 千円	月額5,750円又は日額230円
保健指導手当	保健福祉部の保健師等	結核患者の保健指導、精神障害者の保健指導	322 千円	日額230円
用地等交渉手当	財務部、土木部職員等	用地買収、家屋移転又は漁業補償の困難な交渉	32 千円	日額80円
税務手当	税務担当職員	市税又は国民健康保険税の賦課事務	7,496 千円	月額4,500円又は日額180円
		徴収事務		月額5,500円又は日額220円
福祉主事手当	保健福祉部職員	社会福祉主事の業務	4,042 千円	月額4,000円又は日額160円
福祉施設等手当	すぎのこ園・保育所職員	福祉業務	1,286 千円	月額3,000円又は日額120円
	保健福祉部職員等	家庭を訪問して行う家庭奉仕業務		月額2,000円又は日額80円
夜間特殊業務手当	交替制勤務の西部クリーンセンター職員	深夜に行う焼却等の業務	10,029 千円	1回830円又は1,250円
	交替制勤務の消防職員	深夜に行う通信、受付等の業務		1回650円又は410円
変則勤務手当	交替制勤務を除き土曜日の午後と日曜日の連続又は日曜日が勤務日の職員	日曜日の勤務	648 千円	1回500円又は600円
年末年始勤務手当	年末年始の休暇期間中に勤務することを必要とする職員	12月29日から1月3日までの期間中の勤務	2,920 千円	1,100円又は1,500円又は2,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	446,325 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	261 千円
支給実績 (25年度決算)	432,937 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	247 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のいない場合(1人のみ) 11,000円 16歳～22歳までの子 5,000円加算	同	—	269,477 千円	239,110 円
住居手当	借家世帯主 最高27,000円 (家賃12,000円以上で家賃額に応じて支給)	同	—	153,750 千円	294,540 円
通勤手当	通勤のために交通機関等を用いている職員 又は徒歩による通近距離が2km以上の職員 交通機関利用 運賃等に応じて最高55,000円 交通用具使用 距離に応じて最高31,600円	異	交通用具利用 5km未満の職員 (国の制度)2,000円 (本市の制度)2,500円	147,272 千円	92,045 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等により同居の配偶者と別居する職員 に対して距離に応じて最高68,000円	同	—	7,002 千円	389,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を行う職員に支給 宿日直勤務1回 5,500円 5時間未満の場合 2,750円	異	国の制度(5時間未満半額) 庁舎等の保全業務 1回 4,200円 刑務所・病院等の当直 1回 5,900円 など	62 千円	31,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日又は年末年始の休日に、正規の勤務時間 に勤務する職員に対して、その勤務1時間につき100分の 135の割合で支給	同	—	119,653 千円	337,051 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、職務に応じて基本 給の8%～18%の定率で支給	異	国の制度は職務の級により定 額を支給(俸給の特別調整額)	214,049 千円	664,749 円
特勤勤務手当等	宇久島、黒島、小値賀町の公署に勤務する場合に支給(勤 務期間によって、13%から8%の割合で支給) ※合併時から宇久島に勤務している職員は対象外	同	—	17,201 千円	477,806 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの 間に勤務する場合に支給 勤務1時間当たりの給与の25%を支給	同	—	13,246 千円	48,167 円

5 特別職の報酬等の状況 (27年4月1日現在)

区分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,058,000 円 (円)	(参考)類似団体(特例市)における最高/最低額 1,099,000 円 / 463,500 円
	副 市 長	873,000 円 (円)	902,000 円 / 650,000 円
報 酬	議 長	662,000 円 (円)	770,000 円 / 527,400 円
	副 議 長	602,000 円 (円)	720,000 円 / 466,000 円
	議 員	563,000 円 (円)	670,000 円 / 438,800 円
期 末 手 当	市 長	(26年度支給割合)	
	副 市 長	3.10 月分	
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合)	
	副 議 長	3.10 月分	
備 考	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	1,058,000円×57/100×在職月数	28,946,880円 任期毎に支給
	備 考	873,000円×37/100×在職月数	15,504,480円 任期毎に支給

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行っている場合に、減額措置前の金額を入力する欄です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における減額後の給料月額を基礎とした退職手当の見込額です。
 3 平成25年7月1日から平成26年3月31日まで、市長は給料の15%、副市長は給料の10%を減額しました。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

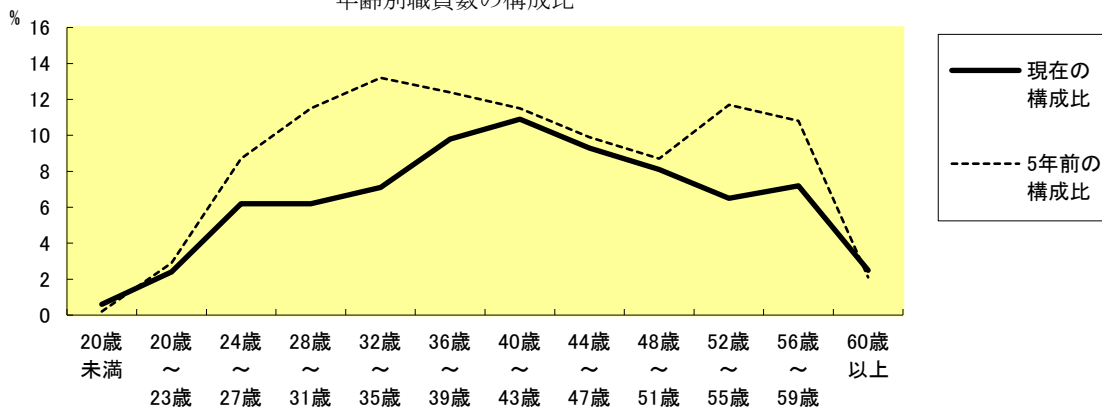
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	14	14		
		総務	376	406	△ 30	業務の統廃合縮小
		税務	111	110	1	業務増
		民生	218	212	6	業務増
		衛生	337	341	△ 4	欠員不補充
		労働	2	2		
		農林水産	76	73	3	業務増
		商工	38	44	△ 6	指定管理制度の導入
	土木	252	251	1	業務の統廃合縮小	
		計	1,424	1,453	△ 29	<参考> 人口1万人当たり職員数(H26年) 54.75 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 43.74 人)
	教育部門	235	239	△ 4	欠員不補充	
	消防部門	370	370			
	小 計	2,029	2,060	△ 31	<参考> 人口1万人当たり職員数(H26年) 78.01 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.62 人)	
公営企業等 会計部門	病院	751	739	12	体制の強化	
	水道	173	173			
	下水道	69	69			
	交通	68	75	△ 7	業務の統廃合縮小	
	その他	114	115	△ 1	業務の統廃合縮小	
	小 計	1,175	1,171	4		
合 計		3,204	3,231	△ 27	<参考> H27.1.1現在人口 260,110 人 人口1万人当たり職員数 123.18 人	
		[3,270]	[3,359]	[△ 89]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)

年齢別職員数の構成比



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	16	118	260	327	367	417	411	368	303	257	280	80	3,204

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	1,443	1,448	1,473	1,459	1,453	1,424	▲ 19 (▲ 1.3 %)
教 育	275	264	258	243	239	235	▲ 40 (▲ 14.5 %)
消 防	373	373	374	368	368	370	▲ 3 (▲ 0.8 %)
普通会計	2,091	2,085	2,105	2,070	2,060	2,029	▲ 62 (▲ 3.0 %)
公営企業等会計	1,107	1,104	1,123	1,128	1,171	1,175	68 (6.1 %)
総合計	3,198	3,189	3,228	3,198	3,231	3,204	6 (0.2 %)

- (注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	7,030,364	9,174,266	1,017,505	14.5%	18.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
26年度	171	642,031	130,553	244,921	1,017,505	5,950	6,219

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
佐世保市水道事業	44.3 歳	327,493 円	498,288 円
団体平均	44.9 歳	348,012 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含んでいます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐世保市水道事業	佐世保市(普通会計職員)	全国市町村水道事業平均
1人当たり平均支給額(26年度) 1,432 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,664 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,484 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

佐世保市水道事業			佐世保市(普通会計)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額		19,715 千円	1人当たり平均支給額	1,025 千円	21,623 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(27年4月1日現在)

なし

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		2,090千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		52,250円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		23.4%		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	著しく危険又は衛生上有害な作業に従事した者	重量物又は長大物を取扱う著しく危険な作業	282千円	日額 910円
		水中作業(膝上まで没する作業)	2千円	日額 910円
		荒天時の屋外作業	7千円	日額 910円
		塩素ガスの操てん作業	—	日額 200円
		地下2メートル以上の掘さく現場作業	4千円	日額 150円
		水面上5メートル以上10メートル未満の橋りょうにおける鉄管架設作業	—	日額 150円
		水面上10メートル以上の橋りょうにおける鉄管架設作業	—	日額 220円
		汚水処理施設における現場作業(処理場に勤務する職員)	—	日額 300円
		排水設備の検査又は故障修理	—	日額 300円
		水質試験	384千円	日額 280円
危険手当		船外機における作業	1千円	日額 120円
特殊作業車運転手当		道路掘さく作業車の運転	58千円	日額 120円
年末年始勤務手当		12月29日から翌1月3日までの勤務	104千円	日額1,500円
緊急出動手当		深夜緊急呼出による出動	57千円	1回 1,000円
夜間特殊業務手当		夜間変則交替勤務	1,192千円	1回 1,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	59,983千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	351千円
支給実績(25年度決算)	62,072千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	369千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,000円 配偶者のいない場合(1人のみ) 11,000円 扶養親族でない配偶者(1人のみ) 6,500円 16歳～22歳までの子 5,000円加算	同	—	26,710千円	247,315円
住居手当	借家世帯主 最高27,000円 (家賃12,000円以上で家賃額に応じ支給)	同	—	15,067千円	301,340円
通勤手当	通勤のため交通機関等を用いている職員又は徒歩による通近距離が2km以上の職員 交通機関利用 運賃等に応じて最高55,000円 交通用具使用 距離に応じて最高31,600円	同	—	10,395千円	85,909円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職務に応じて9%～15%の割合で支給	異	支給割合	11,117千円	529,381円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する職員に対し、その勤務1時間につき正規の勤務時間における1時間当たりの給与額の100分の25の割合で支給	同	—	2,959千円	246,583円
宿日直手当	宿日直勤務を行う職員に支給 宿日直勤務1回 5,600円 5時間未満の場合 2,800円	同	—	0千円	0円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 4,916,668	千円 350,770	千円 387,366	% 7.9%	% 10.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 69	千円 248,748	千円 42,511	千円 96,107	千円 387,366	千円 5,614	千円 6,190

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
佐世保市	39.5 歳	312,164 円	468,399 円
団体平均	44.9 歳	348,012 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含んでいます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐世保市下水道事業	佐世保市(普通会計職員)	全国市町村下水道事業平均
1人当たり平均支給額(26年度) 1,393 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,664 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,468 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (27年4月1日現在)

佐世保市下水道事業			佐世保市(普通会計)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	145 千円	25,433 千円	1人当たり平均支給額	1,025 千円	21,623 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (27年4月1日現在)

なし

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)	665千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	41,563円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	23.2%			
手当の種類(手当数)	5			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	著しく危険又は衛生上有害な作業に従事した者	重量物又は長大物を取扱う著しく危険な作業	—	日額 910円
		水中作業(膝上まで没する作業)	—	日額 910円
		荒天時の屋外作業	—	日額 910円
		塩素ガスの操てん作業	—	日額 200円
		地下2メートル以上の掘さく現場作業	—	日額 150円
		水面上5メートル以上10メートル未満の橋りょうにおける鉄管架設作業	—	日額 150円
		水面上10メートル以上の橋りょうにおける鉄管架設作業	—	日額 220円
		汚水処理施設における現場作業(処理場に勤務する職員)	320千円	日額 300円
		排水設備の検査又は故障修理	46千円	日額 300円
		水質試験	189千円	日額 280円
		船外機における作業	—	日額 120円
特殊作業車運転手当		道路掘さく作業車の運転	—	日額 120円
年末年始勤務手当		12月29日から翌1月3日までの勤務	—	日額1,500円
緊急出動手当		深夜緊急呼出による出動	—	1回 1,000円
夜間特殊業務手当		夜間変則交替勤務	—	1回 1,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	15,693千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	227千円
支給実績(25年度決算)	18,520千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	268千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のいない場合(1人のみ) 11,000円 16歳～22歳までの子 5,000円加算	同	—	9,412千円	229,561円
住居手当	借家世帯主 最高27,000円 (家賃12,000円以上で家賃額に応じて支給)	同	—	7,362千円	294,480円
通勤手当	通勤のために交通機関等を用いている職員又は徒歩による通近距離が2km以上の職員 交通機関利用 運賃等に応じて最高55,000円 交通用具使用 距離に応じて最高31,600円	同	—	4,739千円	118,475円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職務に応じて8%～18%の割合で支給	異	支給割合	4,369千円	546,125円

(3) 交通事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	2,002,932	▲ 369,008	585,379	29.2	35.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 全国市町村バス 事業平均一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
26年度	70	236,066	71,682	87,549	395,297	5,647	6,278

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

平成15年度以降採用の現業職員は給料表2級までの昇格に抑制し、
その他の職員（現業以外含む）は、昇給延伸措置があります。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
佐世保市交通事業	48.7 歳	294,848 円	465,603 円
団体平均	44.9 歳	348,012 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含んでいます。

(うち、バス事業運転手)

区 分	公 務 員				民 間(長崎県)			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
佐世保市 交通事業	49.9 歳	41 人	271,990 円	446,291 円	営業用 バス運転者	47.3 歳	316,700 円	1.41

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間(長崎県) (D)	C/D
佐世保市 交通事業	5,355,492 円	3,800,200 円	1.41

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(H23～H25の3ヶ年平均)
2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致していません。
3 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含みます。
4 年間ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐世保市交通事業	佐世保市(普通会計職員)	全国市町村バス事業平均
1人当たり平均支給額(26年度) 1,251 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,664 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,317 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

佐世保市交通事業			佐世保市(普通会計)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	17,427 千円	1人当たり平均支給額	1,025 千円	21,623 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（27年4月1日現在）

なし

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)	463 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	11,293 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	58.6 %			
手当の種類(手当数)	1 種類			
手当の名称	主な支給対象職員・業務	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
中休手当	バス運転手	中休勤務に従事する者	463千円	1回240円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	42,521 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	607 千円
支給実績(25年度決算)	38,897 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	548 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のいない場合(1人のみ) 11,000円 16歳~22歳までの子 5,000円加算	同	—	14,260 千円	264,482 円
住居手当	借家世帯主 最高27,000円 (家賃12,000円以上で家賃額に応じて支給)	同	—	5,480 千円	275,146 円
通勤手当	通勤のために交通機関等を用いている職員又は徒歩による通近距離が2km以上の職員 交通機関利用 運賃等に応じて最高55,000円 交通用具使用 距離に応じて最高31,600円	同	—	4,449 千円	71,566 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職務に応じて7%~14%の割合で支給	異	支給割合	4,264 千円	533,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員(給与額の25/100)	同	—	245 千円	7,676 円

【補足】 職員の勤務条件等の状況について

1. 職員の勤務時間その他の勤務条件、サービスの状況

(1) 職員の標準的な勤務時間

週の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土・日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

(注) 業務の必要性により、上記以外の勤務時間・休日等で勤務する部局があります。(消防局・環境部など)
休憩時間とは、労働基準法の規定に基づき、勤務時間の途中において勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することを保障されている時間のことです。

(2) 休暇の状況

本市では、条例に基づき年次有給休暇、特別休暇、介護休暇を付与しています。

①年次有給休暇の取得状況(平成26年実績)

平均取得日数	平均消化率
11.2日	29.1%

②主な特別休暇

骨髄提供のための休暇、結婚、産前産後休暇、妻の出産、子の看護の休暇、父母の祭日、夏季練成休暇、忌引など

③介護休暇の取得状況(平成26年度)

常時介護を必要とする家族の介護のため、最長6ヶ月の休暇を取得することができます。(休暇期間中は無給となります。)

男性	女性	合計
0人	5人	5人

(3) 育児休業等の取得状況(平成26年度) ※新規取得者数

本市では、地方公務員の育児休業等に関する法律及び佐世保市職員の育児休業等に関する条例に基づき、育児休業、部分休業、育児短時間勤務の制度を導入しています。

	育児休業	部分休業	育児短時間
男性	0人	0人	0人
女性	57人	46人	5人

(4) 職務専念義務の免除について

法律及び条例に基づき、消防団や献血などの社会貢献に関する活動に従事する場合など、その所要時間について、職務を離れることを許可しています。(事前に届出が必要です。)

(5) 営利企業等従事制限の許可について

市職員(正規職員、臨時職員)は、地方公務員法により民間企業等での副業が禁止されています。法律に基づき、他団体における講義・大学等での講義や、農業などの家業の手伝いなど、公務の信頼性を損なう恐れがないと判断される場合には、営利企業等の従事を許可しています。

※市長部局における営利企業等従事制限の許可件数(平成26年度):16件

2. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況(平成26年度)

分限理由	処分の種類				
	降任	免職	休職	失職	計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	2	0	37	0	39
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合計	2	0	37	0	39

(2) 懲戒処分の状況(平成26年度)

懲戒理由	処分の種類				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2	0	1	0	3
合計	2	1	1	0	4

(注) 戒告・・・職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分
 減給・・・一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分
 停職・・・職員を懲罰として職務に従事させない処分(給与は支給されない)
 免職・・・懲罰として職員の身分を失わせる処分

3. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況(平成26年度)

項目	内容	受講者数
階層別研修	採用年次や、職階ごとに実施するもの(新入職員研修・新任課長研修など)	2,946 人 (のべ人数)
特別研修	テーマごとに実施するもの。(倫理研修・勤務評定者研修など)	
派遣研修	自治大学、市町村アカデミーなどの研修機関に派遣するもの	
その他	講演会、自己啓発支援など	

(2) 職員の勤務評定の状況

平成28年度から人事評価制度を実施しています。

4. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉の状況

①健康診断等の状況

職員の健康診断(定期健康診断、特殊健康診断、雇入時健康診断)を実施するとともに、その結果に基づき、産業医、健康相談医等による事後指導を行っています。
 また、職員の時間外勤務時間が一定の基準を超過した場合、過重労働による健康障害防止のため、産業医の面接による保健指導を行っています。

②公務災害の状況

公務上または通勤による災害(負傷、疾病、障害または死亡)を受けた職員は、地方公務員災害補償法に基づき、その災害によって生じた損害が補償されます。
 市職員の災害の認定及び補償については、地方公務員災害基金長崎県支部が行っており、平成26年度は公務災害が58件認定されました。

○公務災害認定件数(平成26年度)

	市長部局	交通局	水道局	総合病院	消防局	教育委員会	合計
公務災害	18	0	0	26	2	10	56
通勤災害	1	1	0	0	0	0	2

③メンタルヘルスの対応状況

- ・本庁舎に医務室を設置して、保健師による健康相談を随時実施。必要に応じて産業医による面接を実施
- ・臨床心理士による相談(月1回)を実施
- ・メンタルヘルス研修会の実施
- ・「安全衛生だより」による職員への周知
- ・「職場復帰支援プログラム」を策定し、心身の不調を訴えた初期の段階から休業後職場復帰後まで上司や産業保健スタッフによる支援を実施

④福利厚生者の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の福利厚生について、「佐世保市職員の厚生制度の実施に関する条例」に基づき、佐世保市職員互助会が主体となって実施しています。
 職員互助会は会員(職員)の掛金と市の負担金等によって運営されており、市の負担金(給料月額1.5%)を財源として実施する事業として、職員の健康増進と職場内の親睦を図るための職員体育大会の開催、人間ドック利用助成を実施しています。

(2) 職員の利益の保護の状況

○公平委員会への措置要求及び不服申し立ての状況(平成26年度受理件数)

項 目		受理件数
措置要求	地方公務員法に基づき、公平委員会に対して、職員が勤務条件の是正などを求める制度のこと。	0件
不服申し立て	地方公務員法に基づき、公平委員会に対して、職員が不利益な処分の取り消しなどを求める制度のこと。	0件